

日 銀 業 第 3 4 2 号
2025 年 10 月 27 日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「海外預り金勘定に対する入金に関する規則」の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）において日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務に利用しているISO20022電文のバージョン8（2019年バージョン）への改訂に併せて、日本銀行が外国中央銀行等に対して行う取引の実行報告にかかる電文の送信時期を変更^(注1)することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2025年11月25日^(注2)から実施することとしましたので通知します。

改正内容につきましては、「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務における総合運転試験の参加調査票、実施手順書等について」（2025年6月6日付日銀業第183号）^(注3)をご参照ください。

（注1）現行の業務終了時（17：00頃）から、取引発生タイミングに合わせるかたちに変更いたします。

（注2）標記規程の改正にかかる実施日は、日銀ネットにおけるバージョン改訂にかかる実施日と同日になります。実施日については、「日銀ネットで利用するISO20022電文のバージョン改訂の実施予定日について」（2025年2月28日付）（https://www.boj.or.jp/paym/bojnet/net_forum/nfo250228a.pdf）によりお伝えしているとおりです。実施日が変更になる場合には、別途ご連絡いたします（連絡がない場合、予定どおり実施いたします。）。

（注3）日本銀行業務オンラインの「通知・お知らせ」―「報告業務関連」に掲載しております。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ

電子メール post.od25@boj.or.jp

—— 本件に関する照会の場合の電子メールの件名は、「海外預り金関係規程に関する質問の件」と記載してください。

別紙

「海外預り金勘定に対する入金に関する規則」中一部改正

- 第8条第3項を削る。